

第1章 江戸川区の「発達障害支援」の流れ

1 発達障害をめぐる状況

発達障害は他の障害と比べ、外から見えにくく、支援が届きにくいと言われています。しかし、発達障害者支援法が平成17年4月に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する理解も広がってきました。一方、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、よりきめ細かな支援の充実を図るため、平成28年8月発達障害者支援法が改正されました。

本区では、平成24年7月に、発達障害者(児)のライフステージに応じた支援の方向性を示す「『発達障害』に関する支援方針」を策定し、支援の充実を図ってきました。その後、継続した支援、関係機関との緊密な連携の強化、発達障害に関する普及啓発事業を推進するため、平成26年7月、発達障害相談センターを開設しました。

その後、相談事業と療育を一体的に行うとともに、乳幼児期から大人まで切れ目のない支援を行うことができるよう、発達障害相談センター機能と児童発達支援センター機能を兼ね備えた発達相談・支援センターを令和2年4月に開設しました。

令和4年度4月は、児童発達支援事業の中核的な存在を担う、計画相談や保育所等訪問支援など新しいサービスを拡充した江戸川区篠崎児童発達支援センターが開設されました

2 発達障害支援の流れ

